

■石垣港臨港地区における許容建築物

石垣港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

構築物の種類				商港区	特殊物資港区	保安港区	修景厚生港区
港湾施設 (港湾法第2条第5項)	2号	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	○
	3号	係留施設	岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場	○	○	○	○
	4号	臨港交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	○	○	○	○
	5号	航行補助施設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○	○
	6号	荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	○	○※2	○	
	7号	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○	○		
	8号	保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設	○※1	○※3		
	8号の2	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第13号に掲げる施設を除く。） 船舶修理施設並びに船舶保管施設	○	○	○	○
	9号の3	港湾情報提供施設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	○	○	○	○
	9号	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○
	9号の2	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第13号に掲げる施設を除く。）	○	○	○	○
	9号の3	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○
	10号	港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	○	○	○	○
	10号の2	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第14号に掲げる施設を除く。）	○	○	○	○
12号	移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	○	○			

※1：危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く    ※2：上屋を除く    ※3：食糧サイロを除く

■石垣港臨港地区における許容建築物

石垣港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

構築物の種類		商港区	特殊物資港区	保安港区	修景厚生港区	
事務所	海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所	○	○			
	税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署その他市長が指定する官公署の事務所	○	○	○	○	
	給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所			○		
流通	荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設	○				
	トラックターミナル、卸売市場その他流通業務施設	○				
施設	危険物置場、危険物倉庫、貯油施設、消火施設その他の危険防止施設			○		
その他	港湾関係者のための施設	銀行の支店、保険業の店舗	○			
		会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設	○			
		情報処理施設、電気通信施設	○			
		診療所	○			
		旅館、ホテル、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店その他便益施設	○			○
		ガソリンスタンド	○			
		図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設				○
		スポーツ・レクリエーション施設、その他福利厚生施設				○